

平成25年3月4日  
新潟市財務部契約課長

建設工事入札参加者各位

契約の締結に議会の議決が必要な工事に係る  
配置予定技術者の取扱いについて

従来、契約の締結に議会の議決が必要な工事に係る配置予定技術者の取扱いは、落札候補者となり入札参加資格要件審査書類の配置技術者調書に開札日時時点で配置できる技術者を記載していただいていたましたが、平成25年度から議会議決後の本契約日時時点で配置できる技術者を記載する取扱いに変更いたします。

1. 本運用の対象工事

入札公告において、契約締結について議会の議決を要するための仮契約を行うものとしている案件

2. 提出書類

入札参加資格要件審査時に配置予定技術者が他工事に従事している場合は、工期の終期確認のため、現に従事している工事契約書(当初契約書及び工期変更している場合は変更契約書)のコピーを1部提出願います。

3. その他

総合評価方式入札の場合は、事前に提出する自己評価表の配置予定技術者と落札候補者となり資格審査時に提出する配置技術者が同一であること。

4. 本運用の適用時期

平成25年4月1日以降入札公告案件から適用する。